

令和 6 年 6 月 16 日現在

機関番号：23503

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01373

研究課題名（和文）高齢者の金融取引における自己決定支援の法的枠組みについての研究

研究課題名（英文）Study on Legal Framework for Supported Decision-making in Financial Transactions for the Elderly

研究代表者

澁谷 彰久（Akihisa, SHIBUYA）

山梨県立大学・国際政策学部・名誉教授

研究者番号：40550463

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究により、意思能力が減退した本人と金融取引を行う場合、以下の3点のアプローチが有効かつ必要であることを具体的に示すことができた。本人の認知機能を民法上の財産管理能力の定量的なスケールへ当てはめるには本人の生活状況における必要性、多様性、個々の事情等から本人の法的保護の必要性に基づくことが必要である。成年後見法による公的監督機関を伴わない任意代理人の権限濫用の懸念が大きくなるため、金融機関は、取引相手方の意思能力レベルの把握、本人以外の代理権の正当性等を探知することが求められる。金融機関は非金融分野である医療、介護分野との連携と高齢者取引に精通した金融人の育成が求められる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在、わが国では意思能力の減退という認知機能のみならず、多くの高齢者が身体的能力の衰えや生活面での補助や支援を求めている。特に生活資金の管理口座である預金取引における銀行等との法的関係を安定化させ、高齢預金者に必要な金融サービスが求められる。本研究により、担い手となる金融機関の役割拡大と地域単位での連携により、金融機関により見守り人材の育成、高齢者の預金口座にチェック機能と安全性を設け、地域における認知症高齢者等の見守り力をつける主体としての役割を担えることができる意義がある。

研究成果の概要（英文）：The current study examined for the financial transactions with a person with diminished capacity to make decisions. Findings specifically indicated the following:

Applying the cognitive function of the individual to the quantitative scale of property management capacity must be based on the need for legal protection of the individual based on the necessity, diversity, and individual circumstances in the individual's life situation. Because of the growing concern of abuse of authority by voluntary agents without an official supervisor under the Guardianship of Adults Act, financial institutions are required to understand the level of capacity of the counterparty to a transaction and to detect the legitimacy of the right of representation of a person other than the principal. Financial institutions are required to cooperate with the medical and nursing care fields, which are non-financial fields, and to train financial personnel who are familiar with transactions with the elderly.

研究分野：民法

キーワード：代行意思決定 支援付き意思決定 成年後見制度 高齢者 預金契約 任意代理権 事実上の後見 意思能力

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

高齢者等が意思能力、身体能力の減退により十分な金融サービスを楽しむことができない場合、金融包摂の確保が従来より指摘されてきた。また、長寿化とライフスタイルの変化等により、高齢者に係る金融サービスのあり方や成年後見制度における監督機能のせい弱性が問題となっている。

以上のような社会的背景に対して、

- ① 高齢者等の意思能力や身体能力の減退に伴い、本人の生活資金を適切に管理するための預金取引において、本人の意思をどのような方法で法的に担保するのか
- ② 判断能力が減退した本人に代わって金融取引を行うには、成年後見制度による代理権の付与が制度的には用意されている一方で、法的手続きを経ない「事実上の後見」という形での預金取引が行われている実態がある
- ③ 親族が本人の同意のもとに本人に代わって代筆するような行為や投資性商品の解約権について具体的な代理権の範囲が問題となる
- ④ 高齢者等の認知機能低下による顧客の意思能力判定を金融機関間が契約当事者としてどのように把握するか等、

成年後見制度や信託制度を用いた多くの金融商品・サービスが検討、提供されてきている中でそれらの多くが顧客のニーズに十分応えているかが課題となっている。

## 2. 研究の目的

本研究は、高齢者本人の自己決定を尊重しつつ、財産管理や身上保護に係る金融取引を支援するために必要な法的枠組みを理論・実務面から明らかにすることを目的とする。本研究成果により、担い手となる金融機関の役割拡大と地域単位での連携により、金融機関により見守り人材の育成、高齢者の預金口座にチェック機能と安全性を設け、地域における認知症高齢者等の見守り力をつける主体としての役割を担えることができる意義がある。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究手法の特色

本研究は、自己決定支援に必要な高齢者等の財産管理面を含めた金融取引の現状を分析し、あ  
るべき法的枠組みを提言することにある。そのため、本研究は以下の3つの特色を持つ。

#### 【特色1】金融機関における意思決定支援の具体的な実証研究

研究調査期間の4年間にわたり、高齢者等の財産管理に関する意思決定支援のための専門職と金融取引の実態分析に基づいた研究を重ねてきた。併せて、成年後見や民事信託の実務上の問題について信託銀行、地域金融機関、全国銀行協会等を通じた実務担当者との研究会や情報交換を行ってきた。その中で、山梨県内の金融機関では「支援信託」や「支援預金」が家庭裁判所との連携でどのような対応を行っているかを調査できた。地域の専門職と金融機関が関わる本人意思決定プロセスの実態把握とそのためのあるべき監督機能を明らかにすることができた。

### 【特色2】地域連携ネットワークの構築を目指す学際的な課題解決型研究

研究期間中に地域における後見センター運営委員、審議会委員長や専門職組織の業務審査委員を経験する中で、成年後見制度利用促進基本計画に基づき全国の自治体で検討中の地域連携ネットワークの構築の実態に接することができた。本研究により、財産管理面の金融機関の位置づけが本ネットワークの中で明確となり、金融機関と顧客との間の意思決定支援が具体的に示されることができた。また、学内（山梨県立大学）における研究者連携により、看護学・福祉学（各学部所属の研究協力者）との意思決定支援に関する学際的な連携が構築できた。

### 【特色3】成年後見法・信託法・金融取引法の比較法と実務的な視点からの研究

研究代表者の単著『預金口座と信託法理』（日本評論社2009）の中での学術的な問いである「預金口座の法的性質」は、本研究においても基本的なテーマとして通底されている。多数の先行研究を今回も参考にした上で、高齢者等本人の自己決定に焦点を当て金融取引面からの財産管理の意思決定支援の法的枠組みを比較法的にもとらえることができた。信託法、成年後見法に関する比較研究は、研究協力者（新井誠 他）からの示唆を受けて行い、国際的な研究ネットワークを活用しながら行うことができた。金融実務に関しても国内だけでなく、海外金融機関等の実務担当者の協力を得ることができた（シンガポール通貨庁等）。また、最終年度には「高齢者と金融取引の現代的課題」（2024年3月17日）に開催されたシンポジウムを通じて最新の金融動向を制度面、実務面から研究者、実務家、顧客の立場から多角的に検証することができ、研究成果のまとめとして学術的な波及効果として社会の各層にわたる強い影響力を与えることができた。

## (2) 研究計画

5年の研究期間（2年延長を含む）のうち、初年度と次年度を意思決定と認知機能について医療・看護・介護における法的課題の国内調査と後見モデルの検討、次の2年間をドイツ・シンガポール・アメリカにおける医療機関・地域金融機関等の調査（主として文献調査）を行い、任意代理と資金管理を中心とした代行者の法的構成の比較・分析を行った。最終年度には、任意代理を用いたメガバンクを中心とした高齢者向け預金商品の検討、支援付き意思決定モデルと金融機関の人材育成の調査並びに成果発表の準備にあてた。

## 4. 研究成果

本研究により、意思能力が減退した本人と金融取引を行う場合、従来の代行意思決定の枠組みに加えて、国連障害者権利条約における支援付き意思決定の採用という2つの側面から、以下の3つの視点が有効かつ必要であることを具体的に示すことができた。

### (1) 法的意思能力の認知機能からのアプローチ

一般的に医学上の認知機能は認知機能の評価法と認知症の診断により、健常・軽度・中等度・重度に区分される。認知機能障害を疑う手がかりとして認知機能検査（スクリーニング検査）の代表例としては、HDS-R（Hasegawa's Dementia Scale-Revised:改訂長谷川式認知症スケール）がある。このような精神医学の観点から意思能力を判定するには、①「機能的

能力 (functional ability) : 関連する種々の情報を収集し、比較検討し、選択するという意思決定に至る心理過程の各段階において必要とされる精神機能」と②「臨床的状態 (キャパシティ ; capacity) : 意思決定に関して、その人の置かれている状況のもとで、意義のある意思決定を行えるかどうかに関する評価」の2点を併用して用いられている (状態-機能判定法)。一般に①「機能的な能力」は連続量として測定され、②「臨床的状態 (キャパシティ)」は「あり」か「なし」かという二分法で判定される。裁判所に提出する鑑定書は、この①から②への変換を個別に行い、最終的に患者本人の意思決定の背景を検討した上で、本人の自己決定の尊重と最善利益のバランスを考慮して決定されている。一方、福祉における区分では本人の生活支援という福祉の視点からは介護保険法では、自立・見守り・一部介助・全部介助という障害程度・要介護認定の区分を設けている。これらは一般的には日常生活活動度 (Activities of daily living ; ADL) を中心とした評価による判定を行う。要介護認定は、申請者の状態像を数量化して判定する。認定申請者本人の「能力」に関わる情報や、「介助の方法」および「障害や現象 (行動) の有無」という本人の状態に関わる情報に基づく「行為区分毎の時間」とその合計値により要介護認定等基準時間が算出される設計となっている。これは上記①「機能的な能力 (functional ability)」と②「臨床的状態 (キャパシティ)」と同様の評価手法を基にしているといえる。成年後見制度上の3類型は、この判定 (鑑定書) に基づいて区分される。この方式は高齢者の認知機能を軽度・中程度・重度の民法上の財産管理能力のスケール (基準) に1対1で対応させるものであるが、定量的なスケールへの当てはめは、本人の生活状況における必要性、多様性、個々の事情等から後見の実態に合わないのではないかと批判がある。類型化の基準は本人の判断能力ではなく法的保護の必要性に基づくことが求められているといえる。そこで、現在においては本人の意思決定支援のための多様なツールが用意されている。代表的なものは「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」であり、法的判断を下す裁判所が医師の診断書を前提とする上で、「本人情報シート」等の利用により本人の生活状況や支援の必要性を正確に医師に伝達するための実務指針がある。これらの福祉や医療・看護の専門分野らの知見を総合的に判断することにより、本人の意思決定の能力判定の妥当性を確保できると思われる。

## (2) 「事実上の後見」への金融機関の対応

本人の意思能力の減退を身近にいてよく知りえるのは、同居する親族等が多いといえる。そこで本人の代理行為をするのは親族であるが、金融取引において本人が明確に当該親族に代理権や受任権を与えているかは外部からは必ずしも判然としない。ここで問題となるのは、親族等の無権代理人が行う預金の払出しや解約行為の法的位置づけである。これらの行為は「事実上の後見」として議論される場合がある。仮に本人から何らかの委任を受けていたとしても、制度上の後見人や任意後見人からすれば制度外の後見行為でありこれも「事実上の後見」(狭義の「事実上の後見」)として含めることも可能であろう。このような成年後見法による公的監督機関を伴わない任意代理について、従来、わが国の通説は本人死亡を代理権の消滅・委任の終了事由としており (民法1111条1項1号、653条)、この反対解釈として本人の意思能力が減退、喪失しても有効な任意代理契約は継続・存続するとしている (代理人行為説)。しかし、この通説的見解は監督機能のある制度上の後見が普及しつつある現代において、また、高齢者の金融取引を考える上では見直されるべきであろう。本人の意思能力が喪失していたとしても任意代理権が存続する場合、通説のデメリットとし

ては本人の私的自治の実現が不能になり、代理人の権限濫用の懸念が大きくなることが挙げられる。このような場合は、任意代理権は終了し（本人行為説）、制度上の後見への移行が求められる。つまり、制度外の後見における「事実上の後見」により本人の預金口座から引出した親族代理人は、無権代理人か代理権の終了した任意代理人として位置付けられることになる。銀行側はこのような無権限者との取引に応じることはできない。問題は、金融機関側からは本人の認知機能の状態を正確に知ることは難しいことである。継続的な取引関係となる金融サービスには、相手方代理人も含めた本人との法的安定性が求められることになる。

### （３）金融機関の非金融分野との連携

これからの金融機関に求められる役割としては、顧客の意思能力の状況や説明のつかない不自然な資金支払い等の取引状況の変化に対する金融機関側からの注意喚起も必要となる。このような継続的な顧客管理は金融機関単独で構築することは難しい。特に個人の認知能力や生活状況の把握は、非金融分野である医療、介護等の福祉分野などの専門領域との連携が欠かせない。地域金融機関における地元密着型の経営に求められる機能でもある。特に重要なのはこのような高齢者取引に精通した金融人の育成である。顧客と同席した場合、高齢者に何らかの不自然な態度や家族との関係性から経済虐待と高齢者（経済弱者）保護の感性を備える金融マンが求められる。高齢者の将来不安は介護、健康、認知機能低下などの加齢による複合的なものであり、これらを総合的に理解する成年後見や福祉・看護領域の知識を学ぶ必要がある。後見業務は複雑で多様な経験が必要であることから、このような広範囲な専門領域をカバーできる人材の養成は簡単ではない。金融機関において、このような専門職を各支店や本部に配置できるような人事と処遇が求められよう。

### （４）課題と今後の研究の方向性

現在、法制審議会民法（成年後見関係等）部会では「「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がなされて法改正作業を行っている。現行の制度に関する基本理念は自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の現代的な理念と従来の本人の保護の理念との調和を図りながら、できる限り利用しやすい制度を実現することを目指して設けられた制度であり、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な者の保護や支援を目的とするものであると理解されてきた。しかし、第二期成年後見制度利用促進基本計画における総合的な権利擁護支援策の政策目標として、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備し、充実した地域連携ネットワークの整備や後見の監督機能や不正防止が求められている。今後は、このモデルの実効性が担保できるように、法改正の動向と専門職や社会的なネットワークシステムによるチェックにより、多職種連携の実効性について検証する必要がある。特に、金融取引における意思能力減退者の預金債権保護や、個人信託等による管理の法的安定性を含め、研究の対象を金融機関との連携に焦点を絞り込んでいくことにしたい。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 澁谷彰久	4. 巻 1
2. 論文標題 「預金口座」の法的性質と救済としての信託法理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 高齢社会における民法・信託法の展開	6. 最初と最後の頁 361-383
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澁谷彰久	4. 巻 1
2. 論文標題 成年後見・民事信託の実践と利用促進	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 後見制度支援信託の再構築と信託法理	6. 最初と最後の頁 117-128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澁谷彰久	4. 巻 127
2. 論文標題 預金約款と成年後見制度上の法的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 309-339
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澁谷彰久	4. 巻 1
2. 論文標題 高齢者と金融取引の現代的課題	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 シンポジウム「高齢者と金融取引の現代的課題」 報告書	6. 最初と最後の頁 5-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 澁谷彰久
2. 発表標題 基調報告「金融包摂と高齢者財産管理制度の課題」
3. 学会等名 シンポジウム「高齢社会における信託・成年後見・金融の課題と展望」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 澁谷彰久
2. 発表標題 オープンフォーラム「高齢社会における信託・成年後見・金融の役割」
3. 学会等名 シンポジウム「高齢社会における信託・成年後見・金融の役割 - 信託と金融機能に関するシンガポールとの国際共同研究 - 」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 澁谷彰久
2. 発表標題 基調報告「高齢者と金融取引の現代的課題」
3. 学会等名 シンポジウム「高齢者と金融取引の現代的課題」
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 澁谷彰久、大貫正男、池田恵利子、伊庭潔	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 593
3. 書名 成年後見・民事信託の実践・活用と利用促進	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------